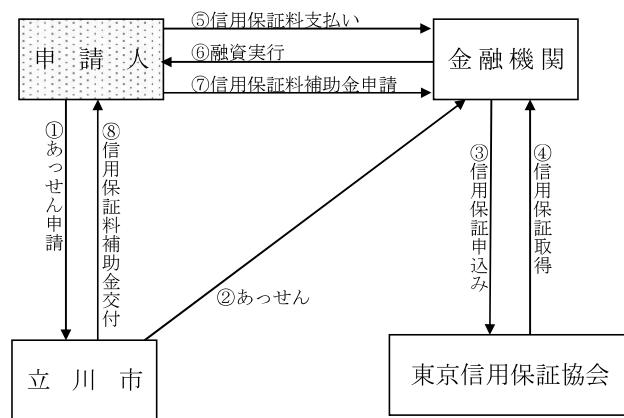


申請から融資実行までのご案内



- 1 「あっせん申請」の代行を金融機関に依頼することができます。ご希望の方は金融機関担当者にご相談ください。あっせん先の金融機関は、別紙『取扱金融機関一覧』を参照してください。
- 2 「あっせん申請から融資実行」までは、通常1ヶ月前後を要します。
- 3 東京信用保証協会が定める料率により、信用保証料を納めていただきます。なお、信用保証料は、ご利用いただく中小企業者の経営状況等により異なります。
- 4 信用保証料補助金の交付については、補助金交付申請から、通常約3ヶ月を要します。また、「借換資金」をご利用の場合、信用保証料の補助はありません。東京都制度融資と連携する資金をご利用の場合、上図⑤で支払う信用保証料は、都の補助後の額になり、上図⑦、⑧の手続きは不要になります。
- 5 貸付期間中に次のいずれかに該当する場合は、利子の補助は終了します。
 - ①あっせん決定時の要件を欠いた場合(市外転出、廃業等)
 - ②代位弁済になった場合
 - ③約定による返済条件を変更した場合

東京信用保証協会は、信用保証協会法に基づく國の認可を受けた公的機関で、中小企業者が金融機関から事業資金融資を受けるときに、その信用を保証することにより借入れを容易にし、事業の健全な発展を支援する機関です。保証協会は、資金用途・返済能力等を総合的に判断し、保証の諾否や保証金額を決定します。

東京信用保証協会立川支店 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階
TEL042-525-6621(代)

■問い合わせ

立川市 産業まちづくり部 産業観光課
〒190-8666 立川市泉町1156-9
電話 042-528-4317 FAX 042-527-8074

立川市中小企業事業資金融資あっせん制度のご案内

立川市の融資あっせん制度は、市内の中小企業の皆さんが必要な事業資金の融資を受けるとき、取扱金融機関に対して融資をあっせんする制度です。市が取扱金融機関に対して、利子の一部を補助することで、資金を低利で借入れることができます。

融資を受けるには東京信用保証協会の信用保証を取得していただく必要がありますが、その際にかかる信用保証料についても、資金の種類に応じて市または都が補助します。(借換資金の場合は補助対象外)

《申請資格》

- 1 下記の条件を満たす、中小企業者又は特定非営利活動法人であること。
中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に掲げる法人又は個人、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人及び同項第6号に掲げる特定非営利活動法人
- 2 立川市内の中小企業者を主たる会員とする組合、商店会、工業会、その他の商工団体(商工業団体事業資金及び商業環境整備資金のみ利用可)。

《ご利用いただくうえでの基本要件》

- 1 個人の場合、立川市又は近隣市(昭島・日野・国立・国分寺・小平・武蔵村山・福生・東大和市)に引き続き1年以上住所があり、立川市内で同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
※個人事業者で、立川市内に引き続き1年以上住所があり近隣市で同一事業を引き続き1年以上営んでいる場合には、「運転資金のみ」申請できます。
- 2 法人の場合、立川市に本店の住所地(本店登記)が引き続き1年以上あり、立川市内で同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
- 3 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいます。
- 4 許認可等を必要とする業種にあっては、許認可を受けていること。
- 5 個人の場合は市民税及び固定資産税、法人の場合は法人市民税及び固定資産税等を含む全ての市税を滞納していないこと。なお、個人事業主で市民税の最新年度が非課税の場合は、あっせんできません。

※創業を計画している方及び創業後1年未満の方は、上記1~5の基本要件とは異なります。
「創業資金A・B・S」は、住所の要件ではなく、新規に事業主となられる方で立川市内に事業所の開業を予定している方を対象としています。詳しくは、裏面でご確認の上、ご利用ください。

申請受付

立川市役所産業まちづくり部産業観光課

(本庁舎2階 窓口番号48)※窓口まで直接お持ちください※

あっせん対象とならない資金使途

生活費、納税資金、借入金返済等の事業経営に関係のない資金
(※借換資金のみ市制度の借入金返済が出来ます)

ご利用上の注意

- 1 市のあっせん後、金融機関や東京信用保証協会の審査結果によっては、申請金額が減額される場合もしくは融資が受けられない場合もあります。また、事業者と金融機関との契約で貸付が実行されますので、返済にかかる事項等については金融機関とご相談ください。
- 2 融資実行後に借受人の住所・債務者名・事業所の所在地等が変わった場合には、取扱金融機関を通じて速やかに報告してください。